

事務連絡
令和8年1月5日

医療機関管理者 御中

水戸市保健所長

令和7年度かかりつけ医機能報告制度及び医療機能情報提供制度定期報告について(依頼)

平素より、本市の医療機能情報の提供に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、かかりつけ医機能報告制度及び医療機能情報提供制度は、医療を受ける者が医療機関の適切な選択を支援することを目的としております。
つきましては、標記について、下記のとおり実施しますので、期日までに御報告願います。

記

1. 制度概要

○かかりつけ医機能報告制度（特定機能病院及び歯科医療機関を除くすべての病院・診療所）

慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、報告すること。（医療法第30条の18の4の第1項）

○医療機能情報提供制度定期報告（すべての医療機関）

住民・患者による医療機関の適切な選択を支援することを目的とし、報告すること。（医療法第6条の3）

※報告情報は、国が運用する「医療情報ネット」にて住民等に公開されます。

いずれの制度も、年1回以上、所在地の都道府県知事（水戸市に所在する診療所の場合水戸市長）への報告等が義務付けられています。

2. 報告基準日

令和8年1月1日時点

3. 報告期間

令和8年1月1日(木)～令和8年3月13日(金)

4. 報告方法

原則として医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という）による。

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/> (厚生労働省のページ)

※ログインするためには、アカウントが必要です。まだ、申請されていない医療機関は次の URL から新規ユーザー登録申請をお願いします。

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form> (厚生労働省のページ)

※G-MIS のログイン ID とパスワードが不明な場合は、厚生労働省 G-MIS コールセンターへてにお問い合わせください。

厚生労働省 G-MIS コールセンター 050-3355-8230 (平日 9 時～17 時 土日祝日除く)

4. 報告手順

ログイン後、①かかりつけ医機能報告制度→定期報告②医療機能情報提供制度→定期報告の順に入力をお願いします。※①→②の順番で入力することで、重複するデータを一部反映することができます。

操作については、次の URL からマニュアルを御参照ください。

<かかりつけ医機能報告制度>

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/iryo/keikaku/documents/manual1.pdf>

<医療機能情報提供制度>

定期報告

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/koso/iji/koso/documents/teikihoukokumanyuaru.pdf>

新規報告 ※新規ユーザ登録申請後、初めて報告をする場合

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/koso/iji/koso/documents/shinkihoukokumanyuaru.pdf>

問合せ先

〒310-0582 水戸市笠原町 993-13

水戸市保健所保健総務課医事薬事室

G-MIS 担当

TEL : 029-243-7329

FAX : 029-241-0350